

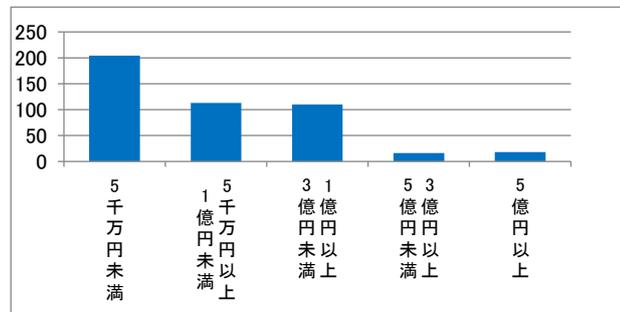
【遺産争い】揉めるのは“ふつうの家庭”

財産の平均額 5000 万円未満 兄弟姉妹がトップ

株式会社夢相続（東京都中央区八丁堀 4-11-4 八丁堀フロント 5 階 代表取締役 曾根恵子）は、有料業務として「相続プラン」のご提案とサポートをしており、遺産分割で揉めた相談者データ分析の更新（461 名）を行いました。

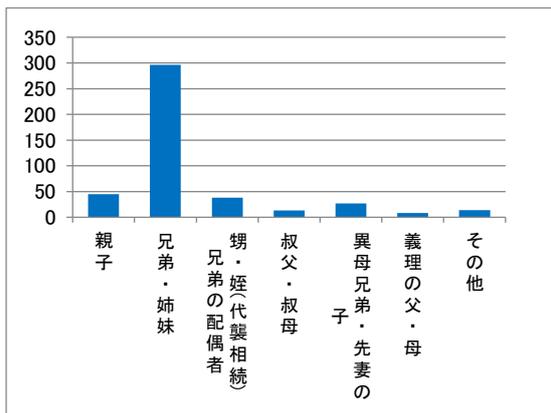
◆遺産分割で揉めるのは、“ふつうの家庭”

遺産分割のご相談をされる方の財産の平均額は、5000 万円未満。遺産分割でご相談されるのは、必ずしも、億単位の財産をもつ資産家だけというわけでは無いのです。



◆誰と揉めるのでしょうか？

遺産相続で揉めるとなると、異母兄弟や代襲相続人など、何か特別な事情のあるご家庭



なのでしょうか？

そうしたイメージとは違い、遺産相続で揉めるのは、実の兄弟姉妹で、ごくごく“ふつうの家庭”でした。

遺産分割調停にまでなると兄弟姉妹が相続を境に、絶縁になってしまうことも。

そのようなことにならないように、今後も弊社では円満な相続のためのサポートに取り組んでまいります。



相続はふつうの家庭が一番もめる

曾根恵子著 発行：株式会社 PHP 研究所

【本リリースに関するお問い合わせ先】

株式会社夢相続 広報担当 佐藤佳世子（さとうかよこ）

03-6222-9233 satou@yume-souzoku.co.jp

<https://www.yume-souzoku.co.jp/> <https://souzoku-j.org/>